

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) 〈5・28掲示〉	5
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (") 〈 " 〉	5
◎地方自治法第180条の2の規定に基づ く知事の権限に属する事務の委任 (行政管理課)	5
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	5
◎告示(臨港地区内の分区の指定)の一 部改正 (港 湾 課)	5
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・ 男女共同参 画課) 〈5・19掲示〉	6
○土地改良区の役員の就退任(2件) (農業基盤課)	6
○土地改良区の定款変更の認可 (")	6
高知県公安委員会規則	
◎高知県警備業法施行規則の一部を改正する規則	6

規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第55号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和39年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,500,000円以下」を「1,470,000円以下」に、「1,500,001円以上」を「1,470,001円以上」に、「ただし、」を「ただし、入院に要した医療費の額又は」に改め、同表備考2中

「端数が」を「端数を」に改め、同表備考3中「による保護」を「による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第56号

高知県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県農業改良資金貸付規則(昭和31年高知県規則第49号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 農業者等に対する貸付け(第3条-第9条)
- 第3章 認定中小企業者に対する貸付け(第10条-第16条)
- 第4章 事業の実施以後の措置(第17条-第27条)

付 則

第1章 総則

第1条中「「農業者等」を「「農業者等」という。)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)第11条第1項に規定する認定中小企業者(以下「認定中小企業者」)に、「第3条第2項の」を「第3条第2項に規定する」に改める。

第2条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、認定中小企業者が作成し、農工商等連携促進法第4条第1項の認定を受けた同項に規定する農工商等連携事業計画(以下「認定農工商等連携事業計画」という。)に同条第2項第2号イに掲げる措置が含まれている場合には、当該認定中小企業者が実施する当該措置を農業改良措置とみなして、農工商等連携促進法第11条第1項の規定により読み替えて適用する法第8条の規定により農業改良資金の貸付資格を認定する。第2条の次に次の章名を付する。

第2章 農業者等に対する貸付け

第3条中「農業改良資金の貸付対象者」を「農業者等に対する農業改良資金の貸付対象者」に改める。

第4条第12号を削る。

第5条第1項ただし書中「認定農業者」を「認定農業者及び農

工商等連携促進法第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画を作成し、同項の認定を受けた農業者等」に改め、同条第2項に次の2号を加える。

(4) 農工商等連携促進法第11条第2項に規定する資金を借り受ける場合 償還期間12年以内、うち据置期間5年以内

(5) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第8条に規定する資金を借り受ける場合 償還期間12年以内、うち据置期間3年以内

第5条第3項中「以下」を「第8条第3項において」に改める。

第6条第1項中「農業改良資金」を「農業者等に対する農業改良資金」に、「以下」を「以下この章において」に改め、同条第2項中「その構成員」を「、その構成員」に、「、知事」を「知事」に改める。

第7条第1項中「(別記第1号様式。ただし、団体にあっては、別記第1号様式の2を添付)」を「(別記第1号様式)(農業者の組織する団体である場合にあっては、貸付申請書(別記第1号様式)及び団体の概要を記載した書類(別記第1号様式の2))」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同条第2項中「前項の申請書」を「前項の貸付申請書」に、「、申請書」を「、当該貸付申請書」に改め、同条第3項中「必要と」を「必要がある」とに改め、同条第4項中「申請書」を「規定により貸付申請書」に改める。

第8条第2項中「、貸付決定通知書」を「貸付決定通知書」に、「貸付申請者」を「当該貸付申請者」に、「、貸付不決定通知書」を「貸付不決定通知書」に改め、同条第3項中「適当なものである」を「適当なものであると認める」に改め、同条第4項中「、貸付決定通知書」を「貸付決定通知書」に、「貸付申請者」を「当該貸付申請者」に、「、貸付不決定通知書」を「貸付不決定通知書」に改める。

第9条の見出し中「契約」を「金銭消費貸借契約」に改め、同条第1項中「(以下「契約」という。))」を削り、同条第2項中「契約」を「金銭消費貸借契約」に改める。

第20条中「(昭和39年高知県規則第19号)」を削り、同条第3号中「掲げるもの」を「掲げる場合」に改め、同条を第27条とする。

第19条中「履行期限後30日以内に期限を指定して督促状(別記第13号様式)を発する」を「高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)第124条に規定するところにより督促を行う」に改め、同条を第26条とする。

第18条の見出し中「支出事務委託者」を「支払事務受託者」に改め、同条を第25条とする。

第17条を第24条とし、第16条を第23条とし、第15条を第22条とする。

第14条第1項中「審査のうえ」を「審査の上」に改め、同条第2項中「知事は、」を「知事は、農業者等に対する農業改良資金の」に、「ときは、」を「ときは」に、「申請者」を「当該申請者」に、「、単協及び」を「単協及び」に、「除く。」を「除く。」に通知し、「」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第21条とする。

3 知事は、認定中小企業者に対する農業改良資金の償還方法の変更の承認をしたときは償還方法変更承認通知書（別記第10号様式又は別記第10号様式の2）を当該申請者に交付し、償還方法の変更の承認をしないときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

第13条第1項中「農業者等」を「農業者等及び認定中小企業者」に、「第11条第1項」を「第18条第1項」に改め、「単協を経由して」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業者等からの申請にあっては、単協を経由してしなければならない。

第13条第2項中「農業者等」を「農業者等又は認定中小企業者」に改め、同条を第20条とする。

第12条第1項中「審査のうえ」を「審査の上」に改め、同条第2項中「知事は、支払の猶予」を「知事は、農業者等に対する農業改良資金の償還金の支払猶予」に、「ときは、」を「ときは」に、「申請者」を「当該申請者」に、「、単協及び」を「単協及び」に、「に、支払の猶予」を「に通知し、支払猶予」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第19条とする。

3 知事は、認定中小企業者に対する農業改良資金の償還金の支払猶予の決定をしたときは支払猶予決定通知書（別記第7号様式又は別記第7号様式の2）を当該申請者に交付し、支払猶予をしない決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

第11条第1項中「掲げる」を「掲げるいずれかの」に、「猶予することができる」を「猶予することができる」に改め、同項第2号中「（その者が営農集団である場合は、その構成員）又はその者」を「（借受者が団体である場合にあっては、その団体を構成する個人。以下この号において同じ。）又は借受者」に改め、同条第2項中「規定による」を「規定に基づく」に、「支払の猶予」を「支払猶予」に、「農業者等」を「農業者等及び認定中小企業者」に改め、「単協を経由して」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業者等からの申請にあっては、単協を経由してしなければならない。

第11条第3項中「農業者等」を「農業者等又は認定中小企業者」に改め、同条を第18条とする。

第10条中「団体で」を「、共同で」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 事業の実施以後の措置

第9条の次に次の章名及び7条を加える。

第3章 認定中小企業者に対する貸付け（貸付対象者）

第10条 認定中小企業者に対する農業改良資金の貸付対象者は、農業改良措置を支援するための措置を実施する認定中小企業者（認定農工商等連携事業計画の作成主体が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合にあっては、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が認定農工商等連携事業（農工商等連携促進法第8条第1項に規定する認定農工商等連携事業をいう。）として、認定連携先農工商等連携事業者（農工商等連携促進法第5条第1項に規定する認定農工商等連携事業者をいう。）である農業者等が実施する農業改良措置を支援するときは、当該構成員である中小企業者を含む。以下この項において同じ。）及び当該認定中小企業者に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関とする。ただし、金融保険業を営んでいる場合その他貸付対象者として適当でないことと知事が認める者を除く。

（農業改良資金の内容）

第11条 知事は、認定中小企業者が認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携促進法第11条第1項の規定により農業改良措置とみなされる措置を導入するために必要な次に掲げる資金を貸し付ける。

- (1) 農業経営に必要な施設の設置に必要な資金
 - (2) 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (3) 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- （貸付条件）

第12条 農工商等連携促進法第11条第1項の規定により読み替えて適用する法第4条に規定する一認定中小企業者ごとの限度額は、個人にあっては1,800万円、法人その他の団体にあっては5,000万円とする。

2 償還方法は、均等割賦償還とし、償還期間は12年以内、うち据置期間は5年以内とする。

3 融資機関への貸付けの金額並びに貸付けの利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件は、融資機関が県から貸付けを受ける資金（第15条第2項において「県貸付金」という。）を原資として認定中小企業者に貸し付ける農業改良資金の貸付条件とそれぞれ同一条件とする。

（保証人又は担保）

第13条 認定中小企業者に対する農業改良資金の貸付けを受けようとする者（以下この章において「貸付申請者」という。）（認定中小企業者に限る。以下この条において同じ。）は、知事が適当と認める担保を提供しなければならない。ただし、貸付申請者が担保の提供を行うことが困難である場合又は担保の

価額が貸付額に満たない場合等やむを得ないと認められる場合で、知事が適当と認める連帯保証人を立てるときは、この限りでない。

2 貸付申請者が団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによって受益する者であって知事が指定するものが当該団体の連帯保証人となるものとする。

（貸付けの申請）

第14条 貸付申請者（認定中小企業者に限る。）は、貸付申請書（別記第1号様式の3）に認定農工商等連携事業計画の写しその他知事が必要があると認める書類を添え、正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 貸付申請者（融資機関に限る。）は、貸付申請書（別記第2号様式）に農業改良資金の借受けを希望する認定中小企業者から提出された融資機関の定める申請書、認定農工商等連携事業計画の写しその他知事が必要があると認める書類を添え、正本及び副本を知事に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第15条 知事は、認定中小企業者から前条第1項の貸付申請書の提出を受けた場合において、申請内容が農工商等連携促進法第11条第1項の規定により読み替えて適用する法第8条の規定により農業改良資金の貸付資格の認定をされるときは、その農業改良措置とみなされる措置を導入するために必要な第11条各号に掲げる資金のうち該当する資金の貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、融資機関から前条第2項の貸付申請書の提出を受けた場合において、認定中小企業者から当該融資機関に提出された認定農工商等連携事業計画の内容が、農工商等連携促進法第11条第1項の規定により読み替えて適用する法第8条の規定により農業改良資金の貸付資格の認定をされ、その農業改良措置とみなされる措置を導入するために必要な第11条各号に掲げる資金のうち該当する資金の貸付けを受けることが適当なものであると認めるときは、当該融資機関が認定中小企業者に農業改良資金を貸し付けるための原資となる県貸付金の貸付けの決定を行うものとする。

3 知事は、前2項の規定により貸付けの決定をしたときは貸付決定通知書（別記第3号様式）を貸付申請者に交付し、貸付けをしない決定をしたときは貸付不決定通知書（別記第3号様式の2）を貸付申請者に交付するものとする。

（金銭消費貸借契約の締結及び公正証書の作成）

第16条 貸付申請者は、前条第3項の貸付決定通知書を受け取ったときは、農業改良資金貸付契約書（別記第5号様式又は別記第5号様式の2）により、知事と金銭消費貸借契約を締結しなければならない。

2 知事、貸付申請者（認定中小企業者に限る。）及び連帯保証人は、貸付金の交付の際に、金銭消費貸借契約に関する公正証

書を作成するものとする。

3 前項の公正証書の作成に要する費用は、貸付申請者の負担とする。

別表第1中

「(農作業受託)

農作業の受託により規模拡大を図る場合であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

- (1) 受託する基幹的農作業(耕起、施肥、整地、播種(田植)、防除、除草、収穫、調製、せん定・整枝、摘花(果)等)の種類、規模、農作業ごとの適正な受託料の額及び支払いの方法等が定められている農作業受委託契約を締結していること。
- (2) (1)の契約期間は、5年を限度とすること。
- (3) 受託農作業数と当該作業ごとの規模は、次のとおりとすること。

	受託農作業数	受託面積
個人農業者	3作業以上	2ヘクタール以上
法第5条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域	1作業以上	1ヘクタール以上
法人等	3作業以上	10ヘクタール以上
法第5条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域	1作業以上	5ヘクタール以上

- (4) 受託料相当額の資金の貸付けの対象としようとする農用地に過去に受託料相当額の資金の貸付けの対象となった農用地の全部又は一部が含まれる場合にあつては、受託料相当額の資金の貸付けの対象としようとする農用地の面積が過去に受託料相当額の資金の貸付けの対象となった農用地の全部の面積のおおむね130パーセント以上であること。

- (5) 貸し付けられた資金の使途は、農業経営に必要な経費で、かつ、第4条第1号から第11号までに掲げる資金に係る経費とし、事業計画期間(契約期間)内に使用するものとする。』

を削る。

別表第2中

「2 エコファーマー(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第2項の認定導入計画に従って同法第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。)」

を

「2 エコファーマー(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第2項の認定導入計画に従って同法第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。)」

3 農工商等連携促進法第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画を作成し、同項の認定を受けた農業者等

4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画を作成し、同項の認定を受けた農業者等(当該生産製造連携事業計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。)」

に改める。

別記第1号様式中

「生年月日 年 月 日生(歳)」

を

「生年月日 年 月 日(歳)」

に改める。

別記第1号様式の2の次に次の1様式を加える。

第1号様式の3 (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住 所
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
電話番号
フリガナ
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊞
生年月日 年 月 日 (歳)

農業改良資金貸付申請書

高知県農業改良資金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおり農業改良資金の貸付けを申請します。

償還期間	うち据置期間	資金交付希望日	全体事業費及び貸付申請額		
			事業量	事業費	申請額
年	年	年 月 日		千円	千円

連帯債務者	住所	氏名	印	連帯保証人	住所	氏名	印

担保物件

償還計画	1年目		2年目		3年目		～	11年目		12年目	
	月日	償還額	月日	償還額	月日	償還額	～	月日	償還額	月日	償還額
		千円		千円		千円	～		千円		千円

申請者の概要	
申請者の氏名又は名称、主たる事務所(事業場)の所在地、設立時期(個人の場合は、事業開始の時期)、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数等	

別記第2号様式中「(第7条関係)」を「(第7条、第14条関係)」に、「農業改良資金助成法第3条第2項に規定する農業改良資金の貸付けを行うため、高知県農業改良資金貸付規則第7条第3項を「高知県農業改良資金貸付規則第 条第 項」に改める。

別記第3号様式中「(第8条関係)」を「(第8条、第15条関係)」に、「さきに」を「先に」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 償還回数が12回を超えるときは、裏面を修正して使用する。

別記第3号様式の2中「(第8条関係)」を「(第8条、第15条関係)」に改める。

別記第5号様式中「(第9条関係)」を「(第9条、第16条関係)」に、「前5項に規定する」を「第1項から第4項までの規定による」に、「関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するもの」を「関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 認定中小企業者に対する貸付けの場合においては、第2条中「農業者等」は「認定中小企業者」と、第11条第1号中「離農しようとする」は「事業を中止し、又は廃止しようとする」とする。

2 第5条第1項については、償還回数が12回を超えるときは、追加して記載し、又は別紙に記載して、添付することとし、別紙に記載し、添付するときは、同項中「次の日までに」は、「別紙のとおり」とする。

別記第5号様式の2中「(第9条関係)」を「(第9条、第16条関係)」に、「前3項に規定する」を「前3項の規定による」に、「関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するもの」を「関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所」に、「借受者が団体である」を「共同で貸付けを受けた」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 第4条第1項については、償還回数が12回を超えるときは、追加して記載し、又は別紙に記載して、添付することとし、別紙に記載し、添付するときは、同項中「次の日までに」は、「別紙のとおり」とする。

別記第6号様式中「(第11条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式注中「「変更理由」欄には」を「「変更理由」欄は」に、「それぞれの」を「「変更理由」欄に記入したそれぞれの」に、「申請書に添付してください」を「添えてください」に改め、同様式注に次のように加える。

3 「当初の償還方法」欄及び「変更後の償還方法」欄は、償還回数が12回を超えるときは、適宜追加して記入してください。

4 認定中小企業者に対する貸付けの場合においては、「申

請受理機関」欄の記入は必要ありません。
別記第6号様式の2中「(第11条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 農業者等又は認定中小企業者から提出のあった猶予申請書の写しを添えてください。

2 「当初の償還方法」欄及び「変更後の償還方法」欄は、償還回数が12回を超えるときは、適宜追加して記入してください。

別記第7号様式中「(第12条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「当初の償還方法」欄及び「変更後の償還方法」欄は、償還回数が12回を超えるときは、適宜追加して記入する。

別記第7号様式の2中「(第12条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「当初の償還方法」欄及び「変更後の償還方法」欄は、償還回数が12回を超えるときは、適宜追加して記入する。

別記第8号様式中「(第12条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

別記第9号様式中「(第13条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「償還期日」欄は、償還回数が12回を超えるときは、適宜追加して記入してください。

別記第9号様式の2中「(第13条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 農業者等又は認定中小企業者から提出のあった償還方法変更申請書の写しを添えてください。

2 「償還期日」欄は、償還回数が12回を超えるときは、適宜追加して記入してください。

別記第10号様式中「(第14条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「償還期日」欄は、償還回数が12回を超えるときは、適宜追加して記入する。

別記第10号様式の2中「(第14条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「償還期日」欄は、償還回数が12回を超えるときは、適宜追加して記入する。

別記第11号様式中「(第14条関係)」を「(第21条関係)」に、「連絡します」を「、連絡します」改める。

別記第12号様式中「(第17条関係)」を「(第24条関係)」に、「通知します」を「、通知します」に改める。

別記第13号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則別記様式(別記第13号様式を除く。)は、この規則による改正後の高知県農業改良資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第408号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年5月28日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

月灘加入区

高知県告示第409号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成17年5月高知県告示第440号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年5月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年5月28日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

月灘加入区

高知県告示第410号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

平成21年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 委任する事務

公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定する公益通報及び県民からの通報(以下「公益通報等」という。)に関する次に掲げる事務

- (1) 知事部局の所属(当該所属の業務に従事する職員及び業務の委託先の労働者を含む。)の法令違反行為(法令違反行為となるおそれがあるものを含む。以下同じ。)について、当該所属の職員、業務の委託先の労働者及び県民からの公益通報等の受付及び相談の事務
- (2) 公益通報等を受理した場合の調査に関する事務
- (3) 公益通報等を行った者等に対する当該公益通報等に係る是正措置、再発防止策、法令違反行為の事実等に関する通知の事務

2 委任する相手方
高知県監査委員

3 委任する年月日
平成21年5月29日

高知県告示第411号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成21年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

2 作業期間

平成21年7月1日から同年11月30日まで

3 作業地域

高知市、香南市、香美市、安芸郡東洋町及び北川村並びに高岡郡越知町

高知県告示第412号

昭和40年5月高知県告示第272号(臨港地区内の分区の指定)の一部を次のように改正し、平成21年6月1日から施行する。

平成21年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

1及び2を次のように改める。

1 須崎市計画臨港地区内に指定する分区

(1) 商港区(別図に定める区域)

須崎市須崎字須崎及び字元スカの各一部

(2) 工業港区(別図に定める区域)

須崎市潮田町の一部

須崎市多ノ郷字大峰、字白岩、字フルタ及び字今網代の各一部

須崎市港町の一部

(3) 漁港区(別図に定める区域)

須崎市須崎字須崎浜、字磯崎及び字元スカの各一部

(4) バンカー港区(別図に定める区域)

須崎市多ノ郷字今網代及び字城ヶ浦の各一部

(「別図」は、省略し、その関係図書は、高知県土木部港湾課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土佐清水都市計画臨港地区内に指定する分区

(1) 商港区(別図1及び別図2に定める区域)

土佐清水市清水字鹿島の一部

土佐清水市以布利の一部

(2) 漁港区(別図2に定める区域)

土佐清水市以布利の一部

3の(1)及び(2)中「別図6」を「別図3」に改める。

別図1から別図3までを削り、別図4を別図1とし、別図5を別図2とし、別図6を別図3とする。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、平成21年5月19日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成21年5月19日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

Table with 4 columns: 申請のあった年月日, 名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Row 1: 平成21年5月19日, 特定非営利活動法人奈半利ワークWEB, 寺村 真吾, 安芸郡奈半利町乙1327番地1, この法人は、地域住民に対しての雇用の促進、高齢者、母子家庭・身体障害者の自立支援事業の増進、地域活性化事業の推進、地域振興政策の企画、立案、人材育成、広報活動、コミュニティ運営に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野市上井堰土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

Table with 4 columns: 役名, 氏名, 住 所, 所. (退任) 理事 國吉 永延 香美郡野市町東野 351-2, 近藤 登 西野 1732, 川北須彌夫 東野 105, 田村 朗 西野 785

Table with 4 columns: 役名, 氏名, 住 所, 所. (就任) 理事 近藤 登 香南市野市町西野 1732, 安藝 紀雅 東野 833, 森田 公章 西佐古 588, 黒瀬 卓也 東野 686-1, 眞島 洋一 西野 2436, 眞島 洋一 西野 2436, 安岡 健一 東野 1170, 武内 幸治 西野 887

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

Table with 4 columns: 役名, 氏名, 住 所, 所. (退任) 理事 國吉 永延 香南市野市町東野 351-2, 眞島 洋一 西野2436, (就任) 理事 近藤 登 香南市野市町西野1732, 安岡 健一 東野1170

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土佐市土地改良区の定款の変更を平成21年5月18日に認可した。

平成21年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

公安委員会規則

高知県警備業法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

高知県公安委員会規則第8号
高知県警備業法施行規則の一部を改正する規則
高知県警備業法施行規則（平成15年高知県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第1条中「掲げるものと」を「掲げるもの（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものと」に改め、同条各号を次のように改

める。
(1) 警戒棒（その形状が円棒であって、その長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、その重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

Table with 2 columns: 警戒棒の長さ, 警戒棒の重量. Rows: 30センチメートルを超え40センチメートル以下 (160グラム以下), 40センチメートルを超え50センチメートル以下 (220グラム以下), 50センチメートルを超え60センチメートル以下 (280グラム以下), 60センチメートルを超え70センチメートル以下 (340グラム以下), 70センチメートルを超え80センチメートル以下 (400グラム以下), 80センチメートルを超え90センチメートル以下 (460グラム以下)

(2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、その長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、その重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

Table with 2 columns: 警戒じょうの長さ, 警戒じょうの重量. Rows: 90センチメートルを超え100センチメートル以下 (510グラム以下), 100センチメートルを超え110センチメートル以下 (570グラム以下), 110センチメートルを超え120センチメートル以下 (630グラム以下), 120センチメートルを超え130センチメートル以下 (690グラム以下)

(3) 刺股

(4) 非金属製の楯

(5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第2条中「場合においては、前条第2号ただし書」を「場合は、前条第1号」に、「警戒杖」を「同条第2号に規定する警戒じょう」に改め、同条ただし書中「場合で」を「場合で同条第1号に規定する」に改める。

第3条中「場合においては、第1条第2号ただし書」を「場合は、第1条第2号」に、「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条第2号中「以下」を「次号において」に改め、同条第3号中「規則第1条第6号」を「同条第6号」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法(昭和47年法律第117号)第17条第2項において読み替えて準用する同法第16条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう(この規則による改正後の高知県警備業法施行規則(以下この項において「新規則」という。))

第1条第1号に規定する警戒棒及び同条第2号に規定する警戒じょうを除く。)については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第1条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員は、新規則第2条本文及び第3条に規定する場合を除き、これらを携帯することができるものとする。